

航空分野(空港グランドハンドリング)における特定技能制度について

航空分野(空港グランドハンドリング)における特定技能制度について

【制度運用の背景】

- 空港グランドハンドリングは、近年の訪日外国人旅行者数の増加に伴い、人手不足が深刻化。
- 今後、訪日外国人旅行者数の政府目標（2030年6,000万人）に向けた国際線旅客のさらなる増加等から、人員不足がボトルネックとなることが懸念されるため、2019年4月より外国人材を受入れているところ。

対象となる業務の内容

- 航空機地上走行支援業務**
 - ・航空機の駐機場への誘導や移動
- 手荷物・貨物取扱業務**
 - ・手荷物・貨物の仕分け、ULDへの積付、取り降し・解体
- 手荷物・貨物の搭降載取扱業務**
 - ・手荷物・貨物の航空機への移送、搭降載
- 航空機内外の清掃整備業務**
 - ・客室内清掃、遺失物等の検索、機用品補充や機体の洗浄



航空機地上走行支援



手荷物・貨物取扱



手荷物・貨物の搭降載取扱

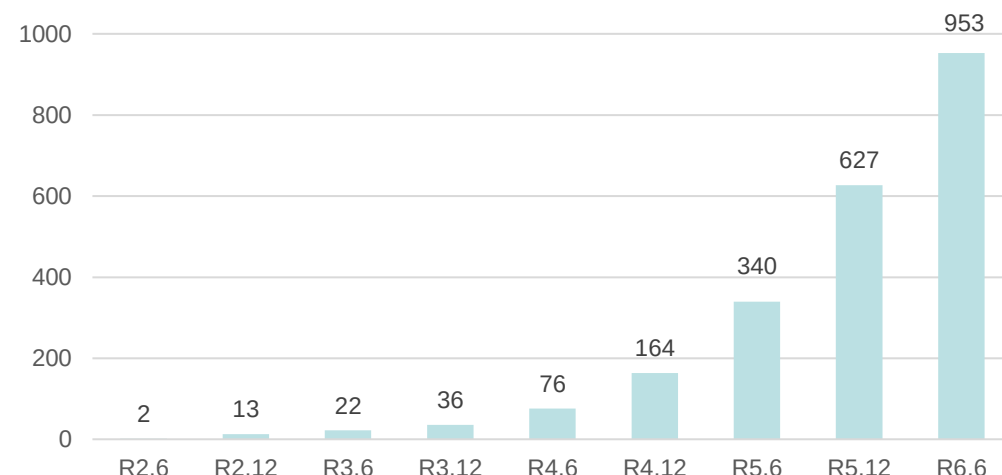


航空機内外の清掃整備

技能水準の評価方法

- 試験名称：航空分野技能評価試験（空港グランドハンドリング）
- 実施主体：公益社団法人日本航空技術協会
- 実施方法：筆記試験及び実技試験 ※日本語で実施
- 実施場所：国外（フィリピン、ネパール、インドネシア、スリランカ）及び国内で実施

受入れ人数の推移



令和6年6月末現在

特定技能制度における空港グランドハンドリング関係の規定について

- 特定技能制度における空港グランドハンドリング業務は、「航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務」と定められている。
- また、空港グランドハンドリングの特定技能外国人を受入れる特定技能所属機関は、「空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた者」でなければならない旨が定められている。
- 上記に基づき、空港内で営業する事業者が、特定技能所属機関として、特定技能外国人を活用することが可能となっている（規定の詳細については下記参照）。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」
（運用要領別冊）（平成31年3月20日公表／令和6年2月15日一部改正）関係部分抜粋

第1 特定技能外国人が従事する業務（関係部分抜粋）

- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・ 空港グランドハンドリングの業務区分（空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等））については、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務（以下「空港グランドハンドリング」という。）が対象となります。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準（関係部分抜粋）

- 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。